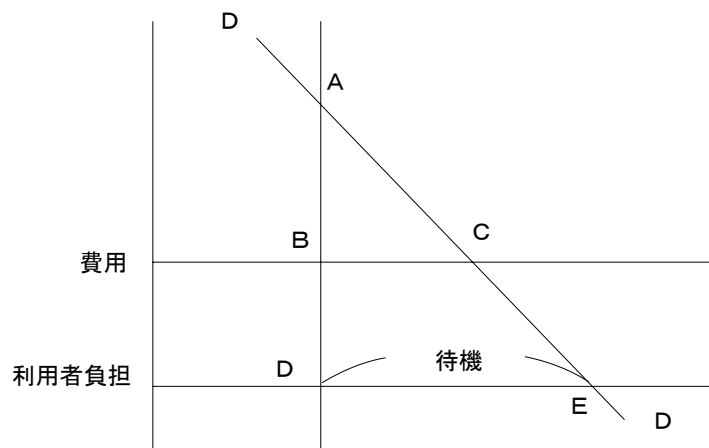


## 所得保障とサービス保障の関係

所得保障とサービス保障が分離された体系では、  
所得保障が完備されれば、サービス負担能力の問題はなくなる  
サービス負担は、応益負担でかまわない(かもしれない)

### 戦後の展開

ながらく、福祉が所得保障の役割を果たしてきた  
年金が充実していなかったため  
公的扶助・福祉で「生活」に必要なサービス給付をおこなう形で整備  
例：障害者・高齢者福祉での医療給付  
例：施設給付はホテル・コストに重点  
需要に対し過小な供給を、応能原則負担で割り当てる



【事例】 介護施設のホテル・コストの歪み

施設入居者は、介護サービス＋ホテル・コストを給付される

在宅要介護者は、年金で居住費用をまかない、介護サービスを福祉で給付される

ホテル・コストをサービス給付対象から除外する方向へ改革がおこなわれる

2005年10月 施設の居住費・食費が介護保険給付から除外

利用者負担する居住費は光熱水費相当、個室等は室料

利用者負担する食費は食材料費と調理費。栄養管理費用は保険給付

低所得者に負担限度額、差額を保険給付

2006年10月 療養病床の居住費・食費が医療保険給付から除外

療養病床に入院する70歳以上の高齢者

利用者負担する居住費・食費を介護保険と同等に

低所得者に負担限度額、差額を保険給付

2008年4月

療養病床に入院する65歳以上の高齢者を対象に

障害者 障害児 デイサービス, 短期入所, 居宅介護等	支援費制度
高齢者 特別養護老人ホーム デイサービス, 短期入所, 居宅介護等	社会保険 (介護保険)
児童 保育所, 母子生活支援施設, 助産施設	措置制度 (申請手続)
児童 児童養護施設, 乳児院, 情緒障害児短期治療施設, 児童自立支援施設, 児童自立生活援助事業 障害児 重症心身障害児施設, 知的障害児施設, 知的障害児通園施設, 盲ろうあ児施設, 肢体不自由児施設 高齢者 養護老人ホーム	措置制度 (職権手続)

基礎的サービスを提供する手段

- ・税を財源, 無償で提供            義務教育
- ・税を財源, 安価な利用者負担    措置制度での福祉, 支援費
- ・社会保険, 利用者負担            医療, 介護

給付の性格からの財源調達のかえ方

- ・低所得者に集中            扶助方式が望ましい
- ・所得に比例                保険料方式が望ましい
- ・所得と無関係              どちらが望ましいかは決まらない

【医療扶助】

生活保護対象者は医療保険の適用除外となり, 医療費の全額が医療扶助で負担。

【介護保険】

・64歳以下

医療保険加入者は, 介護保険に加入(第2号被保険者)し, 介護費の1割(自己負担分)が介護扶助で負担。

医療保険未加入者は, 介護費の全額が介護扶助で負担。

・65歳以上

介護保険に加入(第1号被保険者)し, 介護費の1割(自己負担分)が介護扶助で負担。

【国保保険料】(例・小田原市・平成19年度)

①所得割額 加入者全員の市県民税額の合計 × 料率(医療分97.35%、介護分25.06%)

②資産割額 加入者全員の固定資産税額の合計 × 料率(医療分51.90%、介護分21.64%)

③均等割額 世帯の加入者数 × (医療分24,432円、介護分7,739円)

④平等割額 1世帯につき決められた定額(医療分20,928円、介護分4,779円)

**【国保保険料】(例・文京区・平成19年度)**

①所得割額 加入者全員の市県民税額の合計 × 料率(医療分124%、介護分20%)

②均等割額 世帯の加入者数 × (医療分35,100円、介護分12,000円)

**【国保保険料】(例・文京区・平成20年度)**

①所得割額 加入者全員の市県民税額の合計 × 料率(医療分90%、支援金分27%、介護分12%)

②均等割額 世帯の加入者数 × (医療分28,800円、支援金分8,100円、介護分11,100円)

**【長寿医療制度】(例・長野県, 平成20年度)**

①所得割額 (総所得金額－33万円) × 6.53%

②均等割額 35,787円

**【長寿医療制度】(例・北海道, 平成20年度)**

①所得割額 (総所得金額－33万円) × 9.63%

②均等割額 43,143円